

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは解消等を図ろうとしているお客さまから資金調達の要請をお受けした場合、原則として保証人を求めないものとしますが、経営状況や資金使途、回収可能性等を踏まえ、経営者保証の必要性について総合的に判断を行います。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) お客さまとの間で保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額の設定につきましては、お客さまの各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、融資額や信用状況、物的担保等の設定状況、適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) お客さまから既存の保証契約の解除または変更等の申し入れをお受けした場合には、改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について検討を行うとともに、その検討結果について、お客さまに丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、改めて経営者保証の必要性について検討するとともに、その結果について、お客さまに丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、解除について適切に検討し判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務の履行を求める場合には、お客さまの資産状況などを総合的に勘案した上で履行の範囲を決定します。